

# 資料 1

## 平成 21 年度第 1 回介護サービス事業者集団指導資料 (各サービス共通)

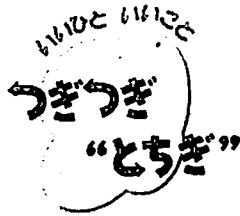
平成 21 年 6 月 29 (月)・30 日 (火)

栃木県保健福祉部

宇都宮市保健福祉部

— 目 次 —

1) 栃木県における認知症対策について	・ ・ ・ ・ 1
2) 介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）について	・ ・ ・ ・ 11
3) 業務管理体制の整備・届出等について	・ ・ ・ ・ 16
4) 人材確保対策事業について	・ ・ ・ ・ 22

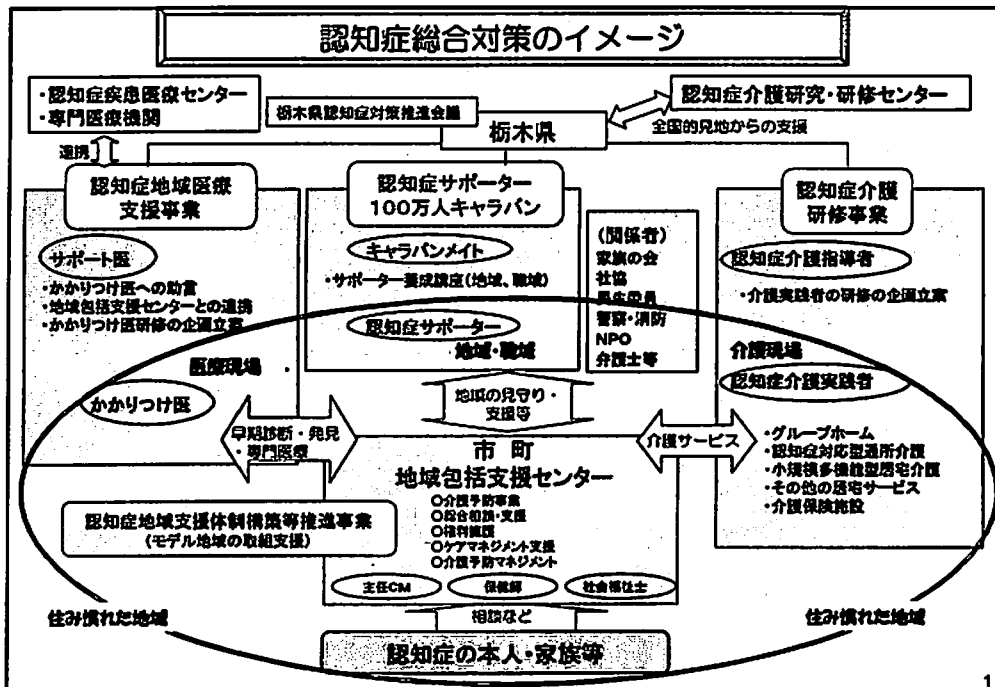


平成21年度第1回  
介護サービス事業者集団指導

# 栃木県における認知症対策 について

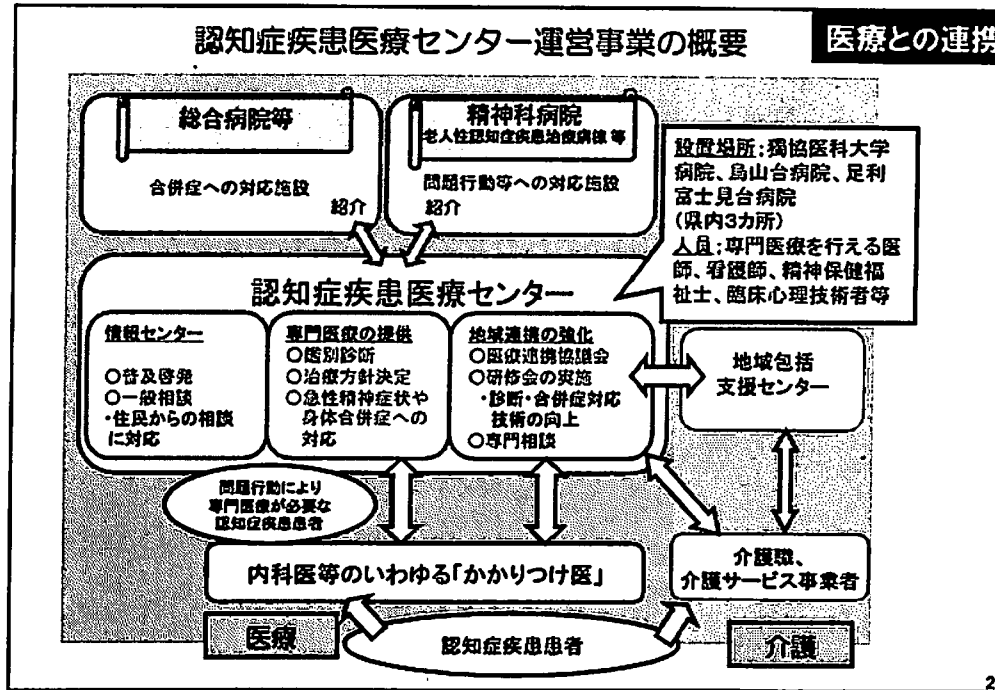
平成21年6月29・30日

栃木県保健福祉部高齢対策課



## 認知症疾患医療センター運営事業の概要

医療との連携

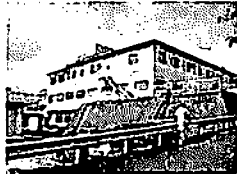


## 県内の認知症疾患医療センター

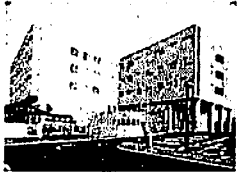
医療との連携



**獨協医科大学病院**  
0282-87-2251



**烏山台病院**  
0287-82-0051



**足利富士見台病院**  
0284-62-7775

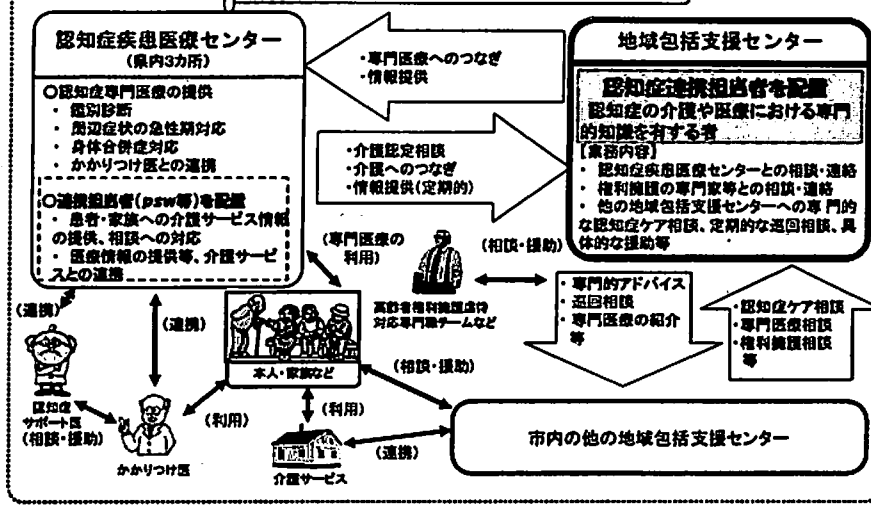
専門医による認知症の医療相談や、地域の保健・医療・福祉関係者への技術援助などを担う認知症の中核的医療機関

# 認知症対策連携強化事業の概要

医療との連携

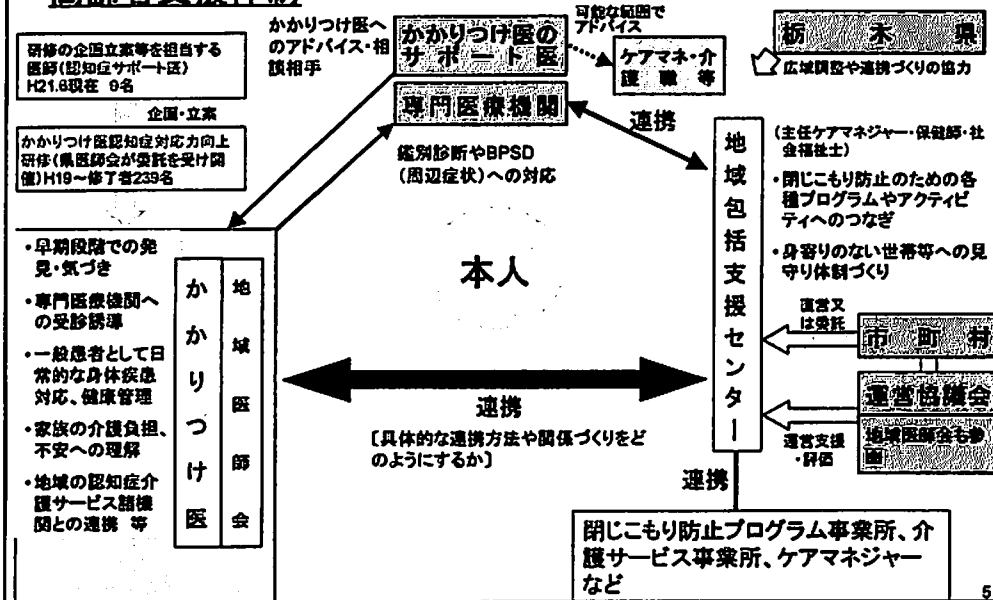
地域における認知症医療とケア体制の連携体制の強化を図るため、認知症疾患医療センターが設置された市町(足利市、那須烏山市、壬生町)に連携担当者を配置する。 ※事業の実施主体:市町村

## 関係機関とのネットワーク(相談・支援体制)



# かかりつけ医が参画した早期からの認知症高齢者支援体制

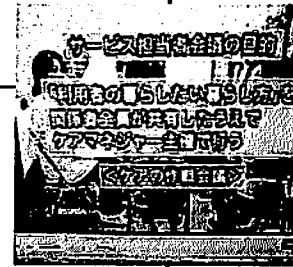
医療との連携



## かかりつけ医認知症対応力向上研修のカリキュラム

医療との連携

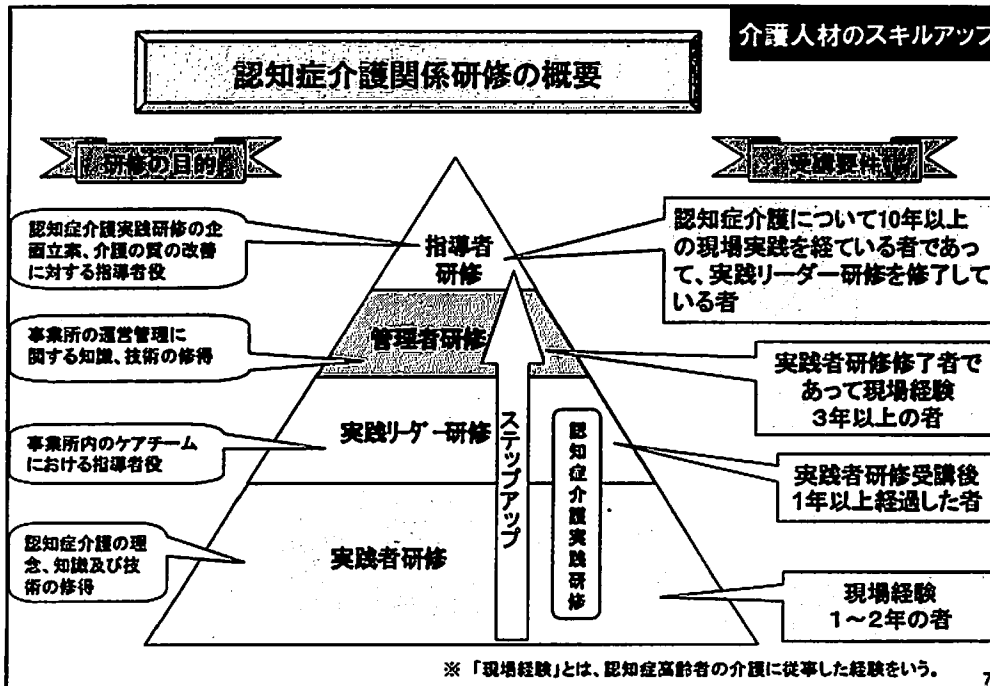
テーマ	主な研修内容
I「基礎知識」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が最初に気づいた認知症高齢者の日常生活の変化</li> <li>・認知症の考え方(DSM)</li> <li>・認知症の中核症状と周辺症状</li> <li>・アルツハイマー型認知症の典型例の経過</li> </ul>
II「診断」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期の発見のポイント</li> <li>・中核症状のアセスメント(質問式)</li> <li>・認知症の原因疾患の同定の手順</li> </ul>
III「治療とケア」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見・早期治療の意義</li> <li>・認知症患者・家族への対応や支援のあり方</li> <li>・アルツハイマー型認知症への薬物療法</li> <li>・周辺症状に関連する要因</li> <li>・周辺症状に対する薬物療法と非薬物療法</li> </ul>
IV「連携」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医意見書の役割</li> <li>・かかりつけ医とケアマネージャーとの連携</li> <li>・認知症高齢者ケアの基本</li> <li>・地域密着型サービスについて</li> <li>・介護保険における介護予防システム</li> <li>・成年後見制度</li> <li>・高齢者虐待防止法</li> </ul>



6

## 認知症介護関係研修の概要

介護人材のスキルアップ



7

## 「認知症を知り 地域をつくる10カ年」の構想

2005年4月スタート

2005年  
「認知症を  
知る1年」

2005年度 到達目標

多くの住民が認知症について以下のことを知り、各自なりの対応・支援を考えていくための素材づくり、地域づくりのモデルができています。

- ・認知症の特徴
- ・認知症になっても自分らしく暮らせること
- ・認知症予防に有効と思われること
- ・認知症になったのではないかと思ったときの対応
- ・認知症になったときの対応
- ・認知症の人の暮らしを地域で支えることの重要性と可能性

2009年(中間年)

2009年度 到達目標

- 認知症について学んだ住民等が100万人程度に達し、地域のサポーターになっている。
- 認知症になっても安心して暮らせるモデル的な地域が全国各都道府県でいくつかできている。

「認知症を知り 地域をつくる10カ年」

2014年度 到達目標

認知症を理解し、支援する人(サポーター)が地域に数多く存在し、すべての町が認知症になっても安心して暮らせる地域になっている。

8

100万人キャラバン

### 認知症を知り 地域をつくるキャンペーン

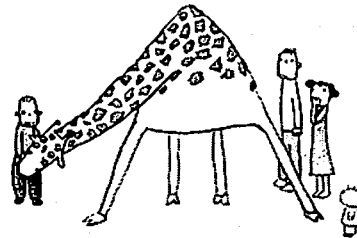
“認知症になっても、安心して暮らしつづけられる町づくり”をテーマに、平成17年度から5カ年で、認知症サポーターが100万人程度に達し、10年後には、全国のすべての町で多くのサポーターが活躍し、認知症でも大丈夫な地域になっていることを目標に掲げています。

※平成21年3月末現在の

全国のサポーター数

927,760人

(栃木県:16,607人)

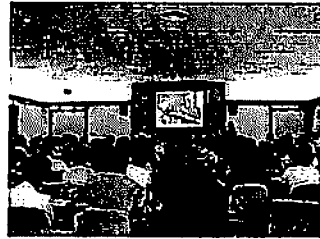


©Eco Lovers

9

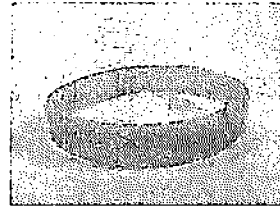
## 認知症サポーター養成講座とは？

認知症は誰もがかかる可能性があります。  
この病気を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、皆が暮らしやすい地域をつくる取組として、地域、職域、学校、企業・団体などを対象に開催する講座です。  
この講座は認知症の介護の方法を学ぶためのものではありません。  
認知症について正しく理解していただくための講座です。



## 講座を修了したら？

講座を修了すると、認知症を支援するサポーターの「目印」として、オレンジ色のプレスレット(オレンジリング)をお渡しします。



10

## 講師は？



「認知症サポーター養成講座」の講師の資格をもったキャラバン・メイトが認知症の知識を伝えます。

キャラバン・メイトとは、講座開催のための研修を修了した人で、高齢者福祉の仕事に携わっている人や、認知症の家族の介護を経験した人、介護相談員などです。

※栃木県内のキャラバン・メイト数:479人

11



市町別認知症サポーター数(平成21年3月31日現在)

自治体名	サポーター数(人)	窓口の設置の有無
栃木県	1,864	○
宇都宮市	2,106	○
足利市	1,075	○
栃木市	259	○
佐野市	694	○
鹿沼市	1,160	○
日光市	897	○
小山市	125	○
真岡市	4,708	○
大田原市	898	○
矢板市	236	○
那須塩原市	99	○
那須烏山市	74	
芳賀町	216	○
壬生町	517	○

自治体名	サポーター数(人)	窓口の設置の有無
野木町	240	○
藤岡町	42	○
岩舟町	190	○
高根沢町	120	○
塩谷町	1,010	○
那須町	10	
那珂川町	69	○
計	16,607	20

【窓 口】全国キャラバン・  
メイト連絡協議会が認知症  
サポーター養成講座の事  
務局機能を担っているとし  
ている自治体  
※他に下野市、上三川町、  
大平町が窓口設置



認知症地域支援体制構築等推進事業

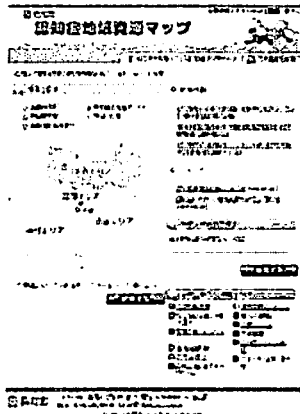
地域において認知症の人と家族を支えるため、支援を行う「資源」  
をネットワーク化し、相互連携を通じた地域支援体制を構築

(事業内容)

- 1 栃木県認知症対策推進会議の設置
- 2 地域支援体制構築事業(モデル地域で実施する事業)
  - 認知症対応コーディネーターの配置  
→ 認知症ケア等のサポート
  - 地域資源マップの作成  
認知症に係る地域資源の情報を収集・整理したマップを作成  
→ 過程を通じて、掲載される関係者間の役割についての合意形成を図る
  - 徘徊SOSネットワークの構築  
地域の様々な関係者が有機的・重層的に認知症高齢者を見守り・支援
  - 認知症高齢者を抱える家族の支援  
交流会の開催などを通して、家族同士でサポートできる体制を整備
  - その他、モデル地域の創意工夫による事業
- 3 認知症対応型サービス事例の普及

### 地域支援体制構築事業(モデル地域)

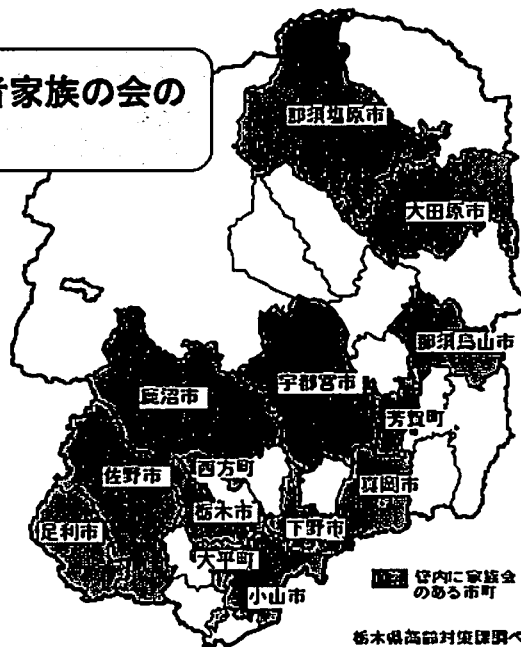
○ 平成19・20年度  
真岡市及び塩谷町



○ 平成21年度  
宇都宮市  
及び大平町



在宅高齢者家族の会の  
活動状況



認知症高齢者及びその家族のための電話相談窓口

- 開設時間  
毎週 水曜日・木曜日 午後1時30分から午後4時まで  
(祝祭日、年末年始を除く)  
電話：028-627-1122(栃木県高齢者総合相談センター)  
FAX：028-627-2522(FAXによる相談も可)
- 相談員：栃木県認知症の人と介護者の会会員

家族介護者交流会・相談会の開催

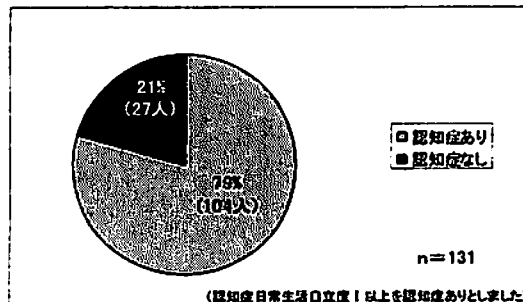
- 県内3カ所で開催
- 栃木県認知症の人と介護者の会と共同開催

平成19年度における虐待防止法に基づく対応状況等①  
— 養護者による虐待と対応 —

虐待があったと判断された件数 158件(被虐待者185名)  
※通報件数 269件

〈被虐待者の状況〉

- ①性 別 ... 80%が女性
- ②年 齢 ... 70～79歳が32%、80～89歳が46%(合わせて全体の78%)
- ③要介護度 ... 71%が介護保険の認定者
- ④認知症の有無 ... 介護保険の認定者のうち、79%が認知症あり



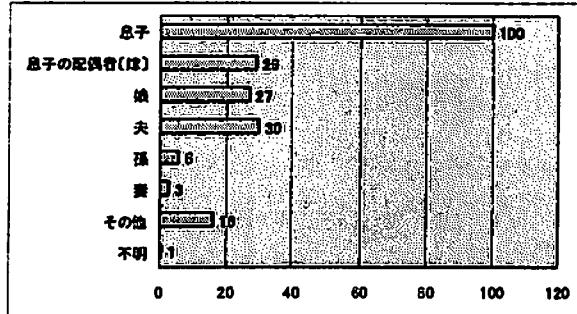
平成19年度における虐待防止法に基づく対応状況等②  
 ー 養護者による虐待と対応 ー

〈虐待の種別〉

身体的虐待が101件で最多

〈被虐待者と虐待者の関係〉

息子による虐待が100件で最多  
 配偶者(夫・妻)からの虐待は33件



〈被虐待者と虐待者の分離の状況〉

①分離の有無 ... 60件の事例について、被虐待者と虐待者を分離

②分離の内容 ... 契約による介護サービス利用が20件

(老人福祉法に基づく)やむを得ない事由による措置が12件

(※ ②分離の内容については、最初に行った対応のみを計上)

啓発DVD「高齢者虐待をなくすために」



各市町担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会に配布済  
 → 研修等で御活用ください。

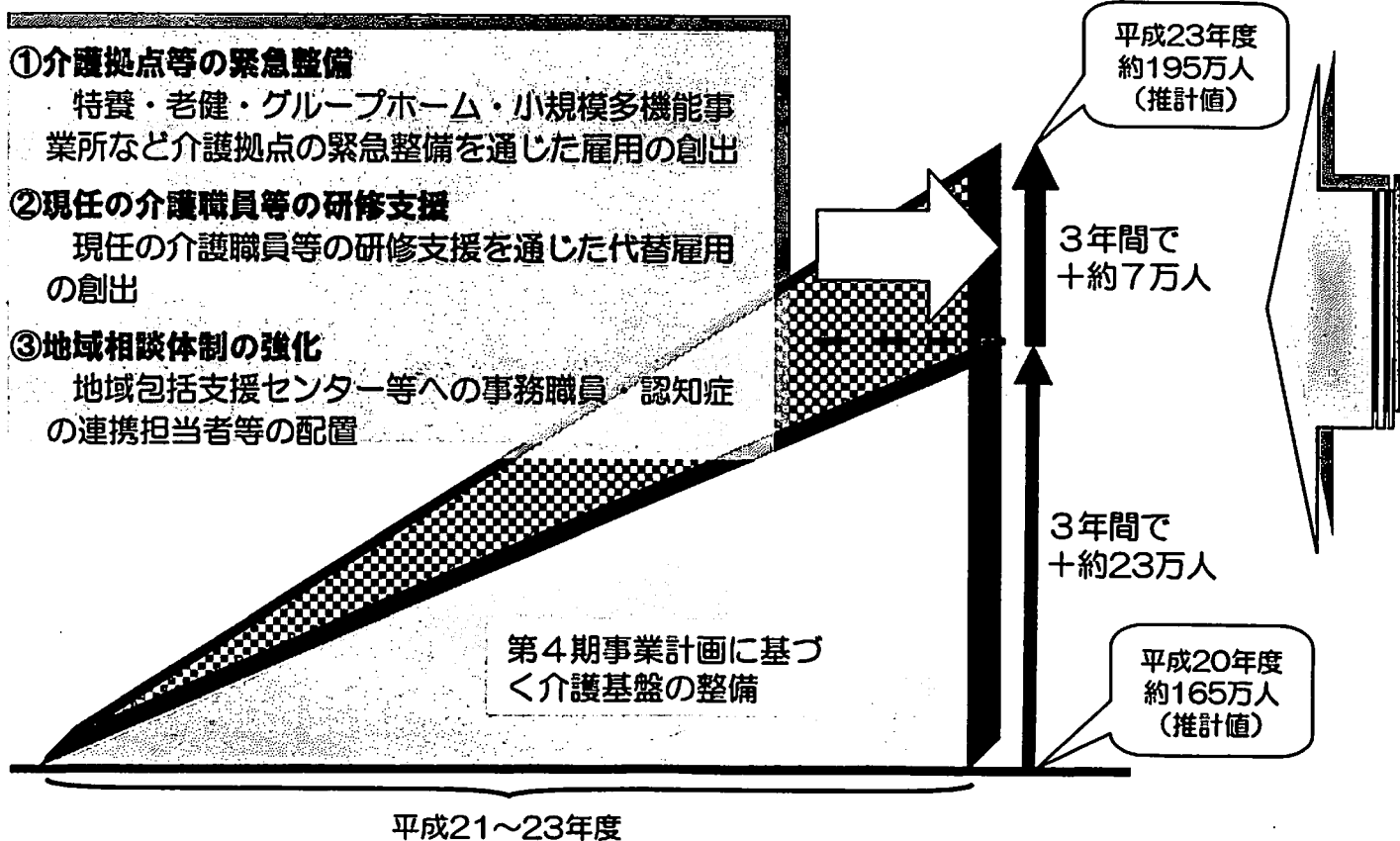
# 介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算（案））

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

## 【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す



## 【介護職員等の処遇改善・養成】

### ①介護職員処遇改善交付金 (仮称)

介護職員の処遇改善に  
取り組む事業者への資金  
の交付を通じた介護職員  
の更なる処遇改善

### ②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社  
会福祉施設等に委託した  
現場における職業訓練を  
実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

## 介護拠点等の緊急整備

### (1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

### (2) 助成対象となる介護拠点

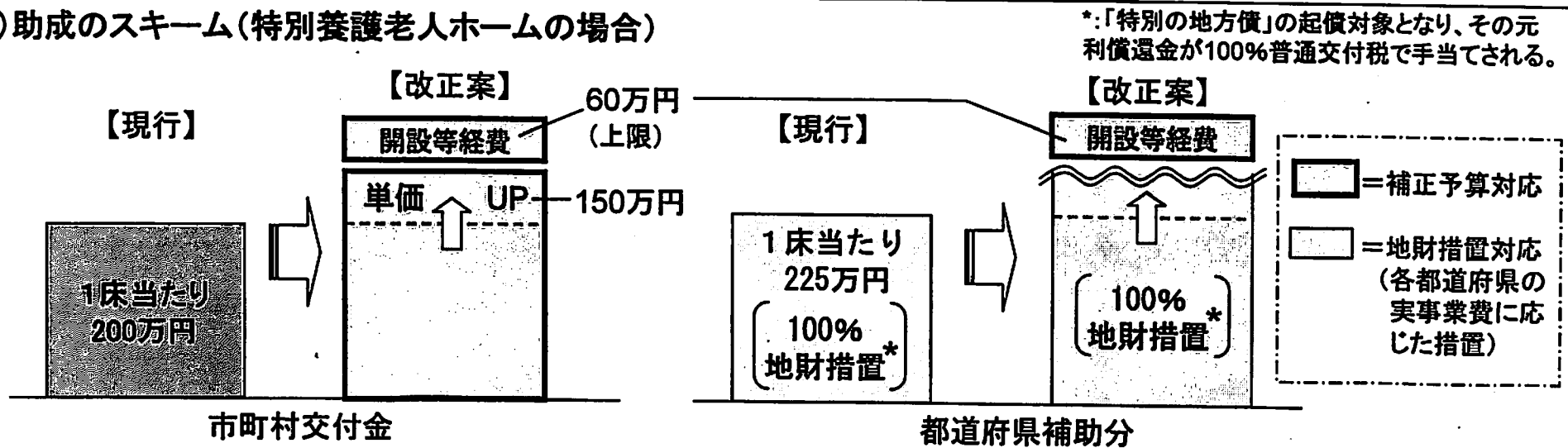
#### ① 市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

#### ② 都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

大規模(定員30人以上)特別養護老人ホーム、大規模老人保健施設、大規模ケアハウス

### (3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても検討。

### (4) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

## スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

### スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

### スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上 の平屋建て (17千円/㎡)	○	○	—
認知症高齢者グループホーム		○	○	—
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上の大規模なもの)		○	—	○
養護老人ホーム	275㎡～1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	—	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		○	—	○
小規模多機能型居宅介護事業所		—	—	○

事業規模      約283億円（3年分）

## 介護職員処遇改善交付金（仮称）

### (1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

### (2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(別紙参照)

### (3) 交付方法

① 都道府県が基金を設置して実施する。

② 財源 : 国費10/10

③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者

(ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

(イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。

④ 助成額 : 介護報酬総額×介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める率

※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

(4) 事業規模 合計約3,975億円〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額〉

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上



## サービス区分ごとの介護職員人件費比率および交付率

サービス区分	介護職員 人件費比率	交付率
○(介護予防)訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	70%	4.0%
○(介護予防)短期入所生活介護	50%	2.9%
○(介護予防)訪問入浴介護 ○(介護予防)通所介護	45%	2.6%
○(介護予防)特定施設入居者生活介護 ○介護福祉施設サービス ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護	40%	2.3%
○(介護予防)短期入所療養介護(老健) ○(介護予防)認知症対応型共同生活介護	35%	2.0%
○(介護予防)認知症対応型通所介護 ○介護保健施設サービス	30%	1.8%
○(介護予防)通所リハビリテーション ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○(介護予防)短期入所療養介護(病院等) ○介護療養施設サービス	25%	1.5%
【助成対象外】 ○(介護予防)訪問看護 ○居宅介護支援 ○(介護予防)福祉用具貸与 ○(介護予防)訪問リハビリテーション ○介護予防支援 ○(介護予防)居宅療養管理指導	0%	

※ 各事業者への交付額は、介護報酬総額 × 交付率 によって計算する。

介護報酬総額…利用者負担を含み、補足給付を含まない。

# 平成21年5月1日から 介護保険法が変わります

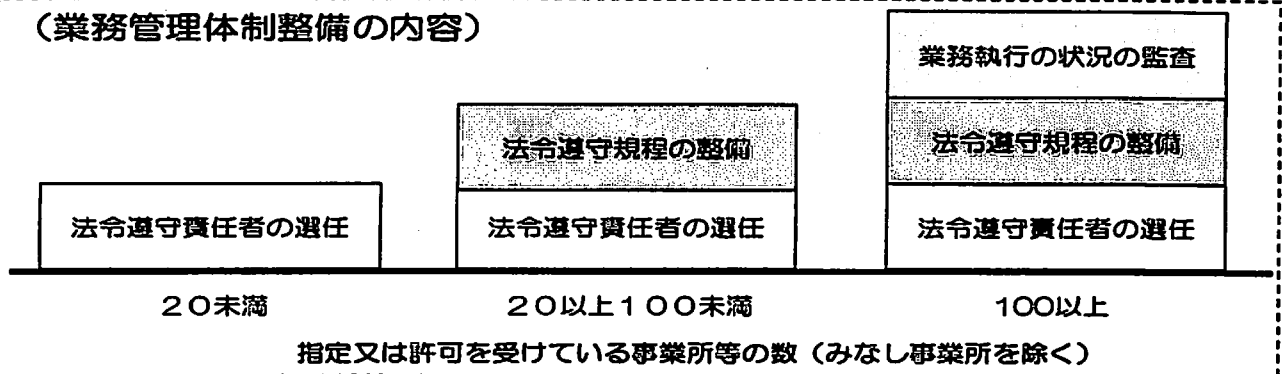
介護サービス事業者の皆様が、これまで以上に適切な事業の運営や、利用者の皆様へのサービスの確保を行うことができるよう、介護保険法等が改正されました。

## 1 業務管理体制の整備・届出

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となりました。

○ 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

(業務管理体制整備の内容)



※同一事業所が、例えば訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

○ 届出先は各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣又は地方厚生局長
② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※①については、事業所等の所在地により届出先はつぎのようになります。

- ・ 1つの地方厚生局の管轄区域にある場合 → 当該地方厚生局長
- ・ 2つの地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 → 事業所等の数が多い地域を管轄する地方厚生局長
- ・ 3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 → 厚生労働大臣（老健局介護保険指導室）

地方厚生局の管轄区域や届出先については厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

○ 届出は体制を整備した後、速やかに行っていただく必要がありますが、平成21年10月31日までの間は、同日までの届出でかまいません。

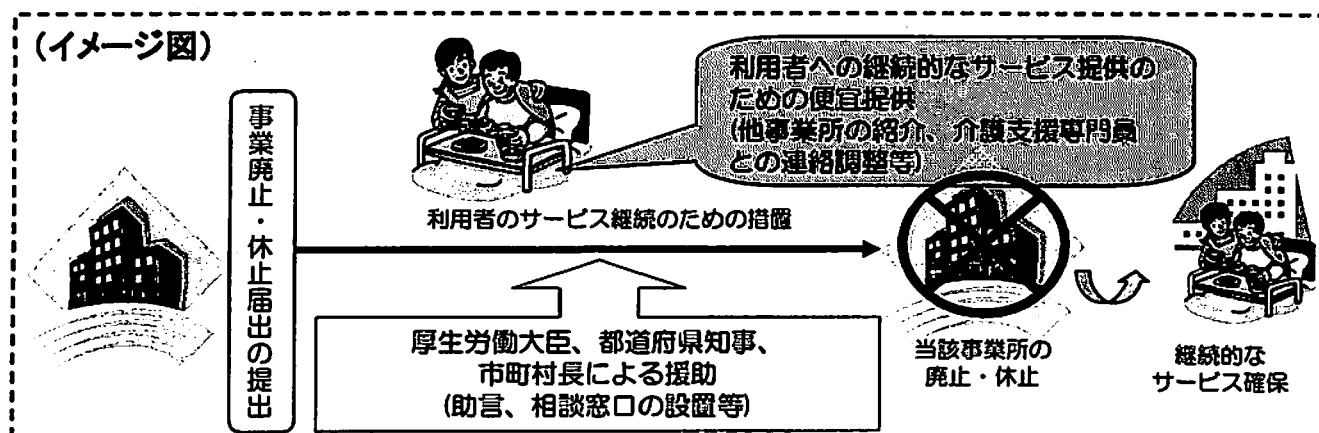
## 2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

## 3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。

(この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。)



## 4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。
- ③ 連座制の適用範囲が、居宅・地域密着型サービスの場合、在宅系（例：訪問介護）と居住系（例：特定施設入居者生活介護）に分かれました。

厚生労働省老健局  
総務課介護保険指導室・振興課



様式第 10 号 (第 2 条関係)

業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

年 月 日

栃木県知事 様

事業者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の職氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者 (法人) 番号																				
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 届出の内容		(1) 法第115条の32第2項関係 (整備)																				
		(2) 法第115条の32第4項関係 (区分の変更)																				
2 事業者	フリガナ 名 称	-----																				
	主たる事務所 の 所 在 地	(郵便番号 - ) 県 郡市 ----- (ビルの名称等)																				
	連 絡 先	電話番号							FAX番号													
	法人の種別																					
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職 名							フリガナ 氏 名							生年 月日	年 月 日					
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 県 郡市 ----- (ビルの名称等)																				
3 事業所名称等及び 所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号 (医療機関等コード)	所 在 地																	
		計 か所																				
4 介護保険法施行規 則第140条の40第1 項第2号から第4号 までの規定による届 出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)						生年月日													
									年 月 日													
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																			
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要																			
5 区分 変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課																					
	区分変更前事業者(法人)番号																					
	区 分 変 更 の 理 由																					
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課																					
	区 分 変 更 日		年 月 日																			

備考

- 「事業者(法人)番号」には、記入しないでください。
- 「1 届出の内容」については、新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、「(1) 法第115条の32第2項関係」の「(整備)」に、届出先区分の変更が生じた場合は、「(2) 法第115条の32第4項関係」の「(区分の変更)」に、それぞれ○を付してください。
- 2において「(整備)」に○を付した場合は、「5 区分変更」について記入する必

要はありません。また、2において「(区分の変更)」に○を付した場合であって、区分変更前の行政機関に対する届出であるときは、「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定による届出事項」について記入する必要はありません。

- 4 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 5 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。
- 6 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定による届出事項」については、事業所等数に応じて、該当する号すべてに○を付し、それぞれに係る事項を届け出てください。この場合において、第2号に係る事項を届け出るときには、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日を記入し、第3号及び第4号に係る事項を届け出るときには、別様に記載した書類を添付してください。
- 7 「区分変更前事業者(法人)番号」には、区分変更前の行政機関が付番した番号を記入してください。
- 8 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。
- 9 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。



のみ届け出ることとし、「変更の内容」には、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）及び所在地を記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。

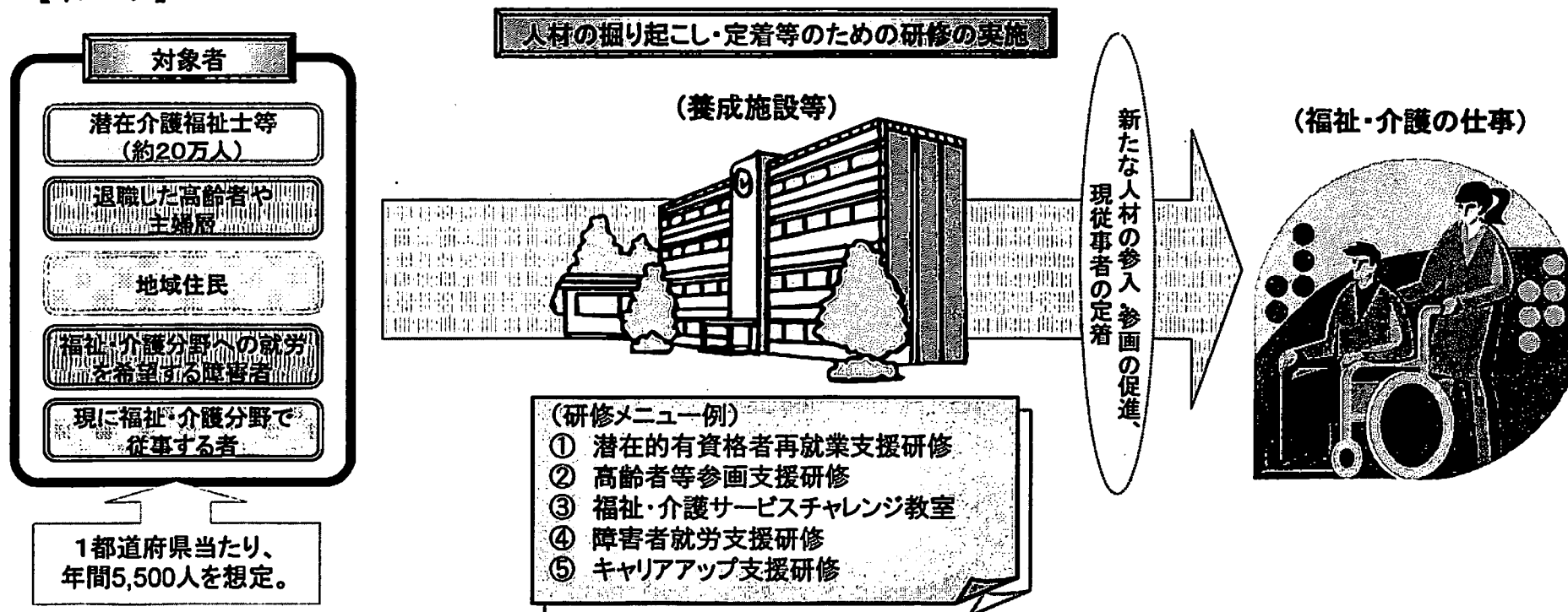
- 3 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。なお、規程の字句の修正等業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更に係る届出は必要ありません。
- 4 事業所等の数の変更により、「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」又は「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」について届け出る必要が生じた場合は、該当項目番号に○を付し、当該届出事項が記載された別様の資料を添付してください。

# 潜在的有資格者等養成支援事業

## 目的

- 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、
    - ① 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修  
※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在(平成17年度)
    - ② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修
    - ③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
    - ④ 障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修
    - ⑤ 職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修
- 等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

## 【イメージ】



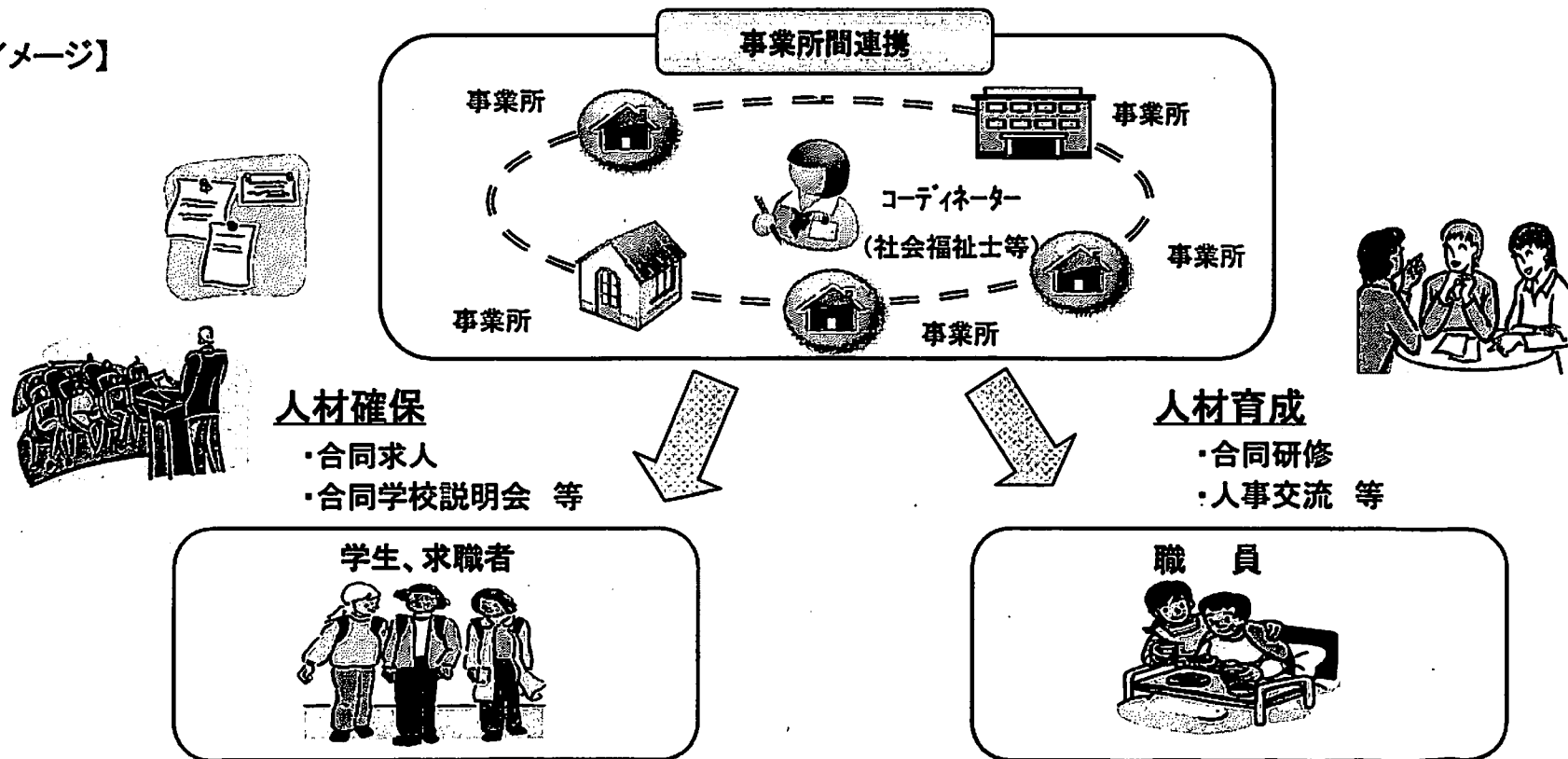


# 複数事業所連携事業

## 目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)  
 ……従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

## 【イメージ】



# 職場体験事業

## 目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策（各種助成金の活用）との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

## 【イメージ】

